

岡崎市工場等建設奨励制度について

R 3. 4

岡崎市では、市内で土地・建物などを新たに取得し、工場、倉庫、研究施設、本社機能を新築または増築する事業所の皆様に、奨励金を交付いたします。

岡崎市内の企業、市外から転入してくる企業ともにご活用いただける奨励制度です。

令和3年度から、産業立地誘導地区に建設（新築・増築）される工場・倉庫についても事業所税資産割相当額（5年間）に加え固定資産税相当額（3年間）を交付します。

岡崎市の大規模立地に対する支援

総合的支援	
奨励措置	工場等の建設に関する用地のあつせん、その他工場等の建設に関して必要と認められる措置
要件	33,000㎡以上の敷地面積を有する工場等を建設すること

岡崎市独自の奨励金

奨励金名	工場等建設奨励金		倉庫等建設奨励金
対象	工場等 ^{※1} の新築 (1,000㎡以上)、増築(500㎡以上)		倉庫等の新増築 (1,000㎡以上)
対象地域	市内全域	工業団地・特定地域・産業立地誘導地区、承認地域経済牽引事業計画 ^{※3} に基づき立地した工場等	地域再生計画に基づく地方活力向上地域 工業団地・特定地域・産業立地誘導地区、承認地域経済牽引事業計画に基づき立地した倉庫等
奨励措置	事業所税資産割相当額 (認定床面積×600円)×5年間	事業所税資産割相当額(認定床面積×600円)×5年間 + 固定資産税相当額(土地・家屋・償却資産)×3年間	

※1 工場等…物の製造(加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。)の用に供する施設及びその研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設

※2 本社機能…地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同条第3項の規定により知事の認定を受けたものに限る。)に基づき整備される事務所(調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの)、研究所(研究開発において重要な役割を担うもの)、研修所(人材育成において重要な役割を担うもの)

※3 承認地域経済牽引事業計画…地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業計画として県知事の承認を受けたもの

(注意事項)

- 奨励金の額は、1件(各奨励金の合計額)につき、**最大10億円**を交付します。
- 工場等建設奨励金、倉庫等建設奨励金の算定にあつては、認定事業者が奨励金交付期間中に市内に有する事業所用家屋の床面積を減じた場合(既存事業所の取壊し、他企業への事業所の賃貸等)、その減じた事業所床面積を奨励金対象床面積から減じます。
- 高度先端産業立地補助金と企業再投資促進補助金との併用はできません。

建設計画認定申請書の提出期限

- 奨励金の交付を受けるには、建物の建設計画の認定を受ける必要があります。建設計画認定申請書を**工事着手日の30日前**までに提出してください。

建設計画認定の取消及び奨励金の返還

- 建設計画の全部又は一部が著しく事実と相違するなど、奨励金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で、重大な支障を生じると認められる時は、計画認定の取り消し、又は、奨励金の返還をしていただくことがあります。

奨励金の交付の手続き

- 認定事業者に以下の事由が生じたときは、遅滞なくその旨を届け出てください。
 - 1 新増築又は機械設備の設置に係る工事に着手したとき → 工事着手届
 - 2 新増築又は機械設備の設置に係る工事が完了したとき → 工事完了届
 - 3 工場、倉庫等の操業等を開始したとき → 操業等開始届
 - 4 建設計画に変更が生じたとき → 建設計画変更承認申請書
 - 5 工場、倉庫等の操業等を中止し、又は廃止したとき → 操業等休止・廃止届
 - 6 操業開始後、固定資産税、事業所税を納付したとき → 交付申請書
 - 7 認定事業者に譲渡、合併等により変更が生じたとき → 認定事業者承継承認申請書

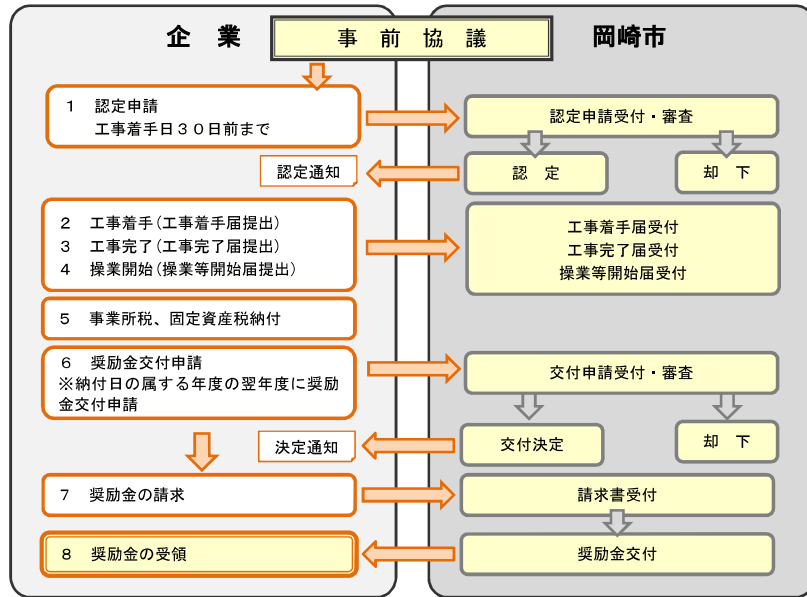
奨励金の交付決定の条件

- 工場等の操業等を開始した日から起算して6年、倉庫等の操業等を開始した日から起算して4年を経過する日までの間、建設計画(承認を受けて変更した場合は、変更後のもの)で定めた事業(密接に関連すると認められる事業への変更を含む)を実施してください。
- 工場等の操業等を開始した日から起算して6年、倉庫等の操業等を開始した日から起算して4年を経過する日までの間、建設計画(承認を受けて変更した場合は、変更後のもの)で定めた従業員数を著しく減じないでください。(当該工場等、倉庫等に従事していた従業員について、雇用のあつせんその他の職業及び生活の安定に資するために必要な措置が講じられていると認められるときを除く)

奨励措置の認定申請時に必要なもの

- 1 新増設予定地(位置図)
- 2 工場等又は倉庫等の敷地面積(公図、登記事項証明書)
- 3 建設計画の概要 (建物求積図・建物配置図・建物平面図・建物立面図・建物見取図など)
- 4 建設計画に係る工場等における事業内容 (生産品目計画書、生産工程図、会社概要書、固定資産取得費用、資金計画など)
- 5 操業等に従事する従業員数及び新増設に伴い新たに雇用される常用の従業員数(雇用計画書など)
- 6 周辺地域の環境の保全に関する計画書(環境保全に関する協定書の写しなど)
- 7 操業等の開始時期(操業開始計画)

工場等建設奨励金・倉庫等建設の交付の流れ



※建設奨励金の2年目以降は5以降の手続きが毎年必要となります。高度先端産業立地奨励金、企業再投資促進奨励金については、手続き・条件等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

愛知県と連携した奨励金

奨励金の交付には、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金(A タイプ)に認定される必要があります。

奨励金名	高度先端産業立地奨励金	企業再投資促進奨励金
対象	工場等の新增築及び設備投資を行った場合	
対象分野	航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他関連分野	次世代自動車(自動車関連を含む)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他関連分野 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種(西三河地域)(右表参照)
奨励措置	新增築及び設備投資の固定資産取得費用(土地を除く)の5%~30% 大企業:10%(県から) 中小企業:10%(市から) 研究所:30%(市10% + 県20%) (設備投資のみ:上記の1/2の補助率)	大企業:10%(市5% + 県5%) 中小企業:10%(市から)
要件	すべての要件を満たすこと	
区分	大企業	中小企業
投資規模	50億円以上	2億円以上
雇用規模	新規雇用20人以上	新規雇用5人以上

■申請期限:原則、工事着手又は機械及び装置の最初の発注の日の30日前

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種(西三河地域)(平成30年2月15日施行)

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械関連産業	11 繊維工業・16 化学工業 (161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)・19 ゴム製品製造業・21 窯業・土石製品製造業・22 鉄鋼業・23 非鉄金属製造業・24 金属製品製造業・25 はん用機械器具製造業・26 生産用機械器具製造業・27 業務用機械器具製造業 (274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。) 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業・29 電気機械器具製造業 (2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。) 30 情報通信機械器具製造業・31 輸送用機械器具製造業・32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)
電気・電子機器関連産業	11 繊維工業・21 窯業・土石製品製造業・25 はん用機械器具製造業・26 生産用機械器具製造業・27 業務用機械器具製造業・28 電子部品・デバイス・電子回路製造業・29 電気機械器具製造業・30 情報通信機械器具製造業・31 輸送用機械器具製造業・32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)
機械・金属関連産業	11 繊維工業・16 化学工業 (161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)・19 ゴム製品製造業・22 鉄鋼業・23 非鉄金属製造業・24 金属製品製造業・25 はん用機械器具製造業・26 生産用機械器具製造業・27 業務用機械器具製造業・28 電子部品・デバイス・電子回路製造業・29 電気機械器具製造業・30 情報通信機械器具製造業・31 輸送用機械器具製造業・32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)
健康長寿関連産業	9 食品製造業・10 飲料・たばこ・飼料製造業 (105 たばこ製造業を除く。) 11 繊維工業・12 木材・木製品製造業 (家具を除く)・13 家具・装備品製造業・14 パルプ・紙・紙加工品製造業・16 化学工業 (161 化学肥料製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)・19 ゴム製品製造業・21 窯業・土石製品製造業・23 非鉄金属製造業・24 金属製品製造業・27 業務用機械器具製造業・28 電子部品・デバイス・電子回路製造業・29 電気機械器具製造業・30 情報通信機械器具製造業・31 輸送用機械器具製造業・32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業(枠を含む)に限る。)
農商工連携関連産業	9 食品製造業・10 飲料・たばこ・飼料製造業 (105 たばこ製造業を除く。) 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)・13 家具・装備品製造業

岡崎市経済振興部商工労政課 ものづくり支援係

■TEL:0564-23-6287
■FAX:0564-23-6213
■e-mail:shoko@city.okazaki.lg.jp